

## 第一種フロン類充填回収業の登録に係る欠格要件について

下記の項目のいずれかに該当する者は、「フロン排出抑制法」の規定により、第一種フロン類充填回収業の登録を受けることはできません。

また、既に当該登録を受けている場合でも、欠格要件に該当する事実が確認された場合は、登録の取消処分となることがあります。

### 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない場合

### 2 以下のいずれかに該当する場合

(1) つぎの法令の規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない場合

○フロン排出抑制法

○自動車リサイクル法

(引取業者、フロン類回収業者、自動車製造業者等に係るもの)

(2) フロン排出抑制法の規定により、業の許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない場合

\*注) 許可を取り消された者が法人である場合においては、その処分のあった日前30日以内に当該法人の役員等であった者も該当します。

(3) フロン排出抑制法の規定により、業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

### 3 法人であって、その役員のうち1又は2に該当する者があるもの